

農業肥料・飼料等高騰対策支援金を交付します

農政課 農政係 ☎(232)4916

新型コロナウイルス感染症の拡大に加え、世界的な原油価格および物価高騰の影響により、農業経営に係るコストが増加し、経営に支障を来している農業者へ支援金を交付します。

◆対象者

- ①町に住所を有する農業者または町内に主たる事業所を置き農業を営む法人
- ②令和4年中の農業収入が50万円以上で確定申告などを行っていること(法人の場合は直近の事業年度において50万円以上の農業収入があること)
- ③町税などを滞納していないこと
- ④令和5年度以降も農業経営を継続する意思があること

◆交付金額

令和4年分の確定申告などにおいて経費として算入した肥料費、飼料費、動力光熱費の合計額に10分の3を乗じて得られた額(千円未満切り捨て)

- ◆交付上限額 耕種農家 300,000円
畜産農家 500,000円

◆必要書類

- ①交付申請書
- ②振込先口座の通帳の写し(見開き1ページ目)
- ③交付対象経費を確認できる書類(個人の場合)
令和4年分の所得税青色申告決算書または白色申告収支内訳書の写し(法人の場合)
決算報告書などの農業収入および交付対象経費が記載された書類(損益計算書、製造原価報告書など)の写し
- ④宣誓書

◆申請期限 12月20日(水)

◆申請方法 申請書類を農政課へ持参または郵送してください(土・日・祝を除く)。詳細は、町ホームページをご確認ください。



町ホームページ



剪定樹木を回収します

緑のリサイクルにご協力ください(予約制)

環境生活課 環境生活係 ☎(232)2114

家庭から大量に発生する剪定樹木を回収します。また、枝や葉を粉砕したチップをお渡しします。チップには雑草の発生を抑制する効果や、土の乾燥を防ぐなどの効果があります。

◆費用 無料

◆処理の対象となる樹木

住宅敷地内の庭木、生け垣など(ごみ袋に入れる必要はありません)

◆処理できない樹木

皮膚病の原因になる木(はげ、漆など)、実の付いた木、木の根、釘や針金が付いた木、建築廃材、竹

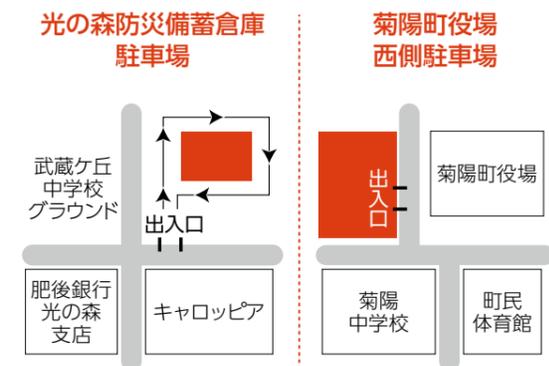
◆注意事項

- 広がっている枝は落とす。
- 直径15センチ以内、長さ2メートル以内。
- 土や小石などを混入させない。
- チップが必要な人は、容器などを持参してください。

◆申込方法

11月30日(木)までに、電話で申し込む。

実施日	搬入時間	回収場所
12月3日(日)	9:00~11:00	光の森防災備蓄倉庫 駐車場
	13:00~15:00	町役場西側駐車場(町民グラウンド)



農業委員・農地利用最適化推進委員募集

農政委員会 ☎(232)4924

農業者や地域の声をまとめ、農地利用の最適化を積極的に推進する農業委員と農地利用最適化推進委員を公募します。個人・団体からの推薦と一般応募を受け付けます。

◆公募期間 11月1日(水)~30日(木)

◆任期 令和6年5月7日(火)から3年間

◆公募人数

- ①農業委員 9人
 - 担当区域なし(過半数は認定農業者。一人は農業者以外で中立・公正な判断ができる人。女性や青年者活用へ配慮要件あり)。
 - 許認可や農地利用の最適化のための施策・方針の判断を行います。
 - 推薦・公募制となり、町長が任命します。
 - ②農地利用最適化推進委員 9人
 - 担当区域ごとに募集します。
 - 担当区域での農地利用の最適化のための施策・方針の判断を行います。
 - 推薦・公募制となり、農業委員会が委嘱します。
- ※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募することはできませんが、委員の兼

務をすることはできません。
※推薦・応募後に、関係法令などにに基づき評価・選考し委員を決定します。

◆公募資格

- ①農業委員
農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人。
- ②農地利用最適化推進委員
農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人。
※次のいずれかに当てはまる人は除く。
(1)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない人。
(2)禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人。

◆公募方法

推薦・応募書類を持参または郵送により、農業委員会事務局へ提出してください。書類は、農業委員会事務局で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。



団地化した農地を新しく補助対象としました

有害鳥獣侵入防止柵の設置を補助します

農政課 農政係 ☎(232)4916

3戸以上の農業者で組織する団体が、連続した農地に有害鳥獣の侵入防止柵を整備する経費に対して、補助金を交付します。事業の活用を検討する人はご相談ください。

◆対象者・要件

- ①町内において営農する3戸以上の農業者で組織する団体
- ②団体構成員が町税などの滞納がないこと
- ③連続した3筆以上の耕作農地に侵入防止柵を設置すること
- ④町内の耕作農地であること
- ⑤自己所有地、もしくは法律に基づき借り受けている農地であること

◆交付金額

新たな侵入防止柵の設置または既設の侵入防止柵の更新に係る経費(消費税額は除く)の5分の4以内の額(千円未満切り捨て)

◆必要書類

- ①交付申請書
- ②事業計画書
- ③侵入防止柵の見積書
- ④侵入防止柵を整備する地番および耕作者一覧
- ⑤団体の規約および構成員の名簿

◆申請方法

申請書類を農政課へ持参または郵送してください(土・日・祝を除く)。
※予算に限りがあるため、申請額の満額を交付できない場合があります。

